

# 平戸市発注の建設工事及び測量・建設コンサルタント等における 系列会社の同一入札への参加制限について

平戸市

## 1. 実施事項

入札の適正さが阻害される恐れがある一定の関係（資本的关系、人的関係）にある複数の者（以下「系列会社」という。）の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、2に掲げる系列会社の基準に該当する場合には、4に掲げる取り扱いを行うものとする。

## 2. 系列会社の基準

### （1）資本的关系

以下のいずれかに該当する場合。

①親会社と子会社（会社法施行規則第3条に規定する親会社、子会社をいう）  
の関係にある場合

〔 会社Aが会社Bの総株主の議決権の過半数を保有している関係にある場合、  
会社Aは会社Bの親会社であり、会社Bは会社Aの子会社となる。 〕

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### （2）人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、監査役等を除く）。

### （3）複合的关系

上記、（1）及び（2）が複合して該当する場合。

## 3. 公告等への記載

入札公告及び入札執行通知書に、同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を記載することとし、入札に関する条件として明示するものとする。

## 4. 該当する場合の取り扱い

（1）競争参加資格の確認、競争参加資格不適合の決定及び入札無効等に関する取扱い

### ①一般競争入札の場合

系列会社の基準に該当する複数の者は、同一の入札に参加することができないため、本市が実施する「制限付一般競争入札」において、系列会社の複数の者の入札参加申請があった場合は、そのすべての申請者の入札参加資格は認めないものとする。ただし、入札参加資格決定までに1者を除くすべての業者が申請取下げした場合を除く。

また、入札参加資格決定後から入札までの間において、同系列会社の基準に該当する複数の者の参加又は応札が発覚した場合は、入札中止するものとし、入札後に発覚した

場合において、同系列会社の基準に該当する者が落札した場合は、契約締結までの間は、その入札を無効とするものとする。

共同企業体の場合、系列関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員同士である場合は、いずれか1企業体のみ入札参加とする。(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能。)

#### ②指名競争入札の場合

系列会社の基準に該当する複数の者は、同一の入札に参加することができないため、同一入札における業者選定については、該当する複数の者のうち1者のみ指名できるものとする。

また、入札執行通知後から入札までの間において、同系列会社の基準に該当する複数の者の参加又は応札が発覚した場合は、入札中止するものとし、入札後に発覚した場合において、同系列会社の基準に該当する者が落札した場合は、契約締結までの間はその入札を無効とするものとする。

#### (2) 指名停止に関する取り扱い

虚偽等により入札を行い、落札に至った者又はその入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象とする。

### 5. 系列会社に関する有資格業者からの照会・確認への対応について

有資格業者から自らの入札参加資格に関し、系列会社としての該当・取扱い状況について照会・確認があった場合は、文書により照会・回答するものとし、電話による回答は行わないものとする。

### 6. 系列関係に変更を生じた場合の取り扱い

有資格業者が系列関係に変更（新規該当、届出内容の変更）を生じた場合は、速やかに「系列会社についての届出書」を平戸市企画財政課へ提出することとする。

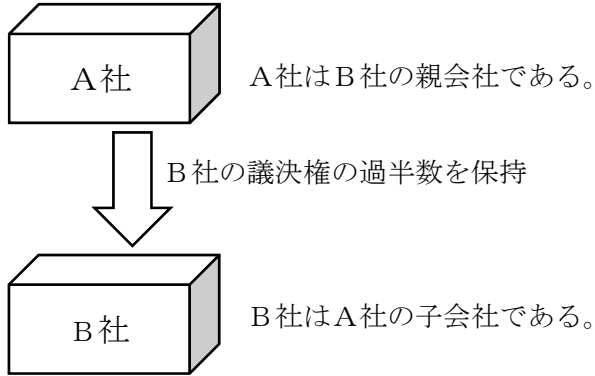
### 7. 適用日

この取扱いについては、令和3年6月1日以降の入札の公告又は執行通知を行う入札から適用する。

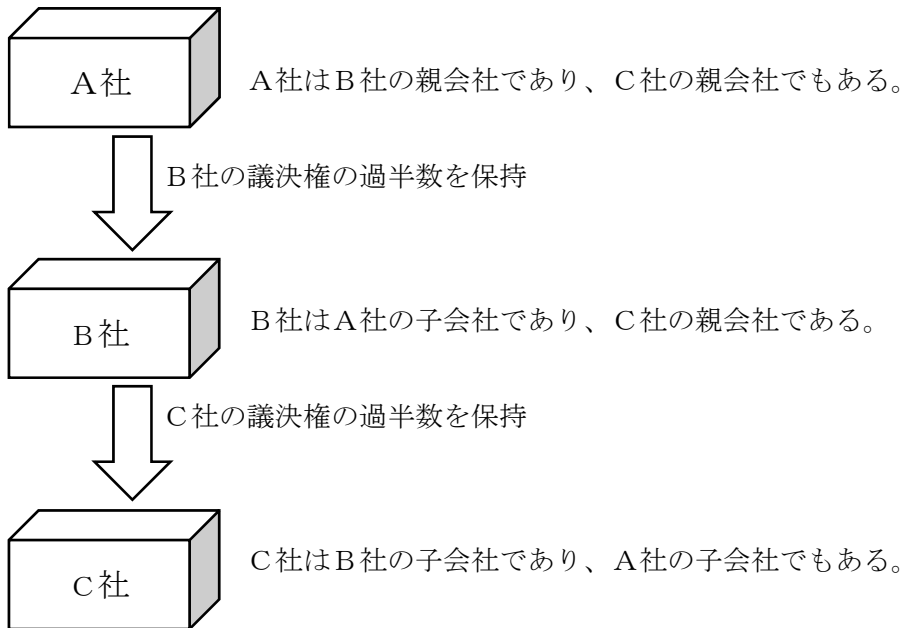
## 系列会社の考え方

### 【資本関係の例】

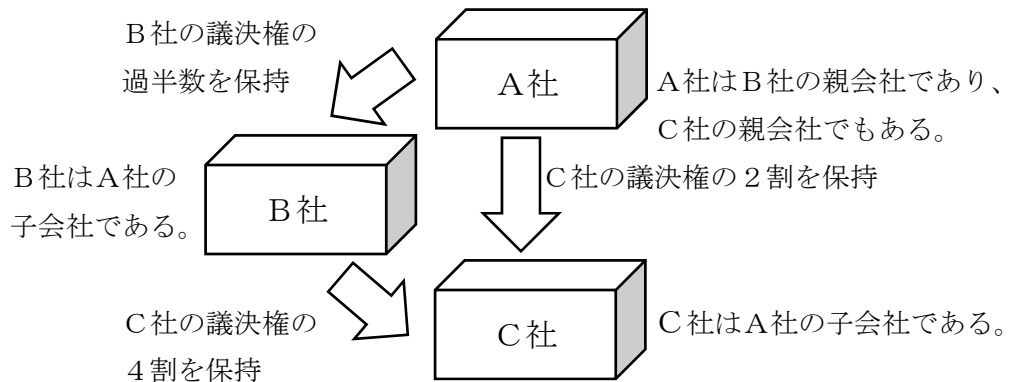
#### (例1)



#### (例2)

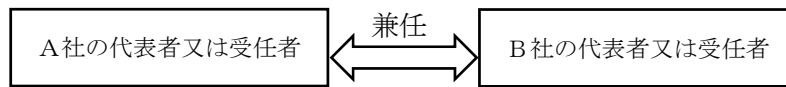


#### (例3)

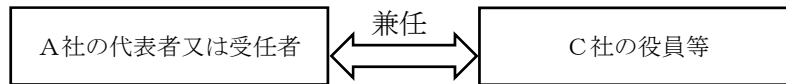


## 【人的関係の例】

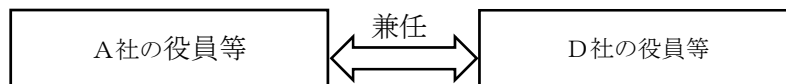
(例1) 代表者（受任者を含む）が他社の代表者（受任者を含む）を兼任している。



(例2) 代表者（受任者を含む）が他社の役員等を兼任している。



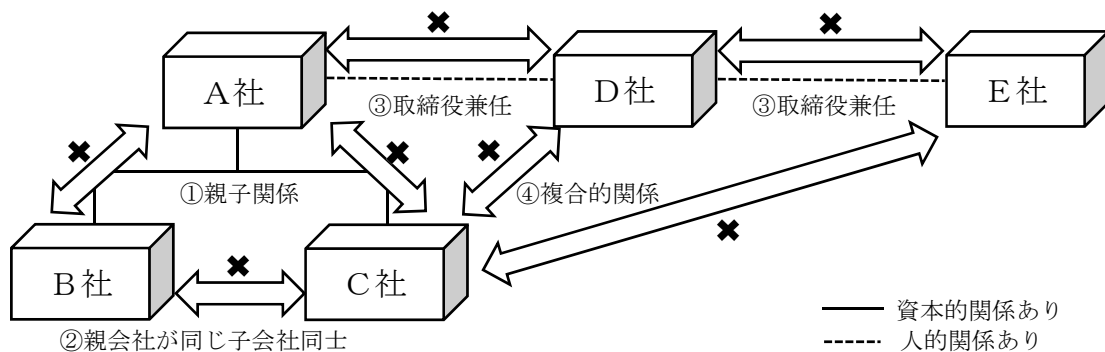
(例3) 役員等が他社の役員等を兼任している。



## ● 役員 の 定義

- ・ 受任者とは契約締結権を委任された者をいう。
- ・ 役員等とは次の者をいう。
  - ① 会社の代表権を有する取締役
  - ② 取締役（社外取締役含む）
  - ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
  - ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- ※ 監査役及び執行役員は、役員等には該当しない。

## 【入札参加が制限される例】



上図の場合、各社は次の関係に該当するため、同一入札への参加が制限される。ただし、1者除き辞退（不参加）すれば残る1者は参加可能。

- ① 親会社と子会社の関係にある（A-B、A-C）
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある（B-C）
- ③ 役員等が兼任している（A-D、D-E）
- ④ ①～③の複合的關係にある（A-E、B-D、B-E、C-D、C-E）